

○ 岡山市協働のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市協働のまちづくり条例（平成27年市条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(モデルとなる事業としての指定要件)

第3条 条例第7条第1項に規定する市との協働により、より効果的に課題解決が進むと認められる取組は、条例第4条に規定する協働の基本原則にのっとった取組であって、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 目的及び目標が明確に設定された合理的な事業計画を有し、かつ、実現可能性の高いものであること。
- (2) 原則として本市内で実施される取組であり、社会課題を解決するために市との協働で取組がなされるものであること。
- (3) 多様な主体の先駆性、専門性等をいかし、市民のニーズに沿ったきめ細かな対応及び公共サービスの発展が期待でき、市民協働の取組を一層促進するものであること。
- (4) モデルとなる事業の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）と市との役割分担が明確で、協働することでより効果が期待できるものであること。

(指定の申請)

第4条 条例第7条第2項の規定による申請は、市民協働推進モデル事業指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

- (1) 指定を受けようとする事業に係る事業計画書
- (2) 定款等の団体規約、役員名簿、基本財産、組織・職員数の状況を示す書類その他の指定を受けようとする事業を継続的に行うことができる者であることを明らかにする書類
- (3) 事業報告書、事業計画書その他の申請者の全般的な活動状況を明らかにする書類
- (4) 収支決算書、収支予算書その他の申請者の全般的な財政状況を明らかにする書類

(指定等の通知)

第5条 市長は、条例第7条第2項の規定による申請に係る事業について、条例第15条に規定する岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）における調査審議の結果を踏まえ、モデルとなる事業として指定し、又は指定しない旨の決定をし、申請者に対し書面により通知するものとする。

2 前項の規定による指定の通知は、市民協働推進モデル事業指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 第1項の規定による指定しない旨の通知は、理由を付して行うものとする。

(モデルとなる事業に係る実施状況及び会計状況の報告)

第6条 条例第7条第5項の規定によるモデルとなる事業に係る実施状況及び会計状況の報告は、当該事業に係る事業報告書、事業計画書、収支決算書、収支予算書等を毎年度提出して行うものとする。

(全般的な活動状況及び財政状況の報告)

第7条 条例第7条第5項の規定による全般的な活動状況及び財政状況の報告は、同条第1項の規定による指定を受けた者（以下「モデル事業実施者」という。）の活動全般に係る事業報告書、事業計画書、収支決算書及び収支予算書（以下「報告書類」という。）を毎年度提出して行うものとする。

2 前項の報告書類は、モデルとなる事業に係る部分を区分して表記することにより、前条の規定により提出すべき書類を兼ねることができる。

3 モデル事業実施者が法令の規定により財務諸表の作成を義務付けられているときは、市長は必要に応じ、当該財務諸表の提出を求めることができる。

(変更届)

第8条 モデル事業実施者は、モデルとなる事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市民協働推進モデル事業変更等届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の届出の内容がモデルとなる事業の本質に関する重大な変更又は中止若しくは廃止に当たると判断するときは、委員会に諮った上で、指定の継続の可否を決す

るものとする。

(市に対する提案)

第9条 条例第10条第1項の規定による地域の社会課題を解決するための提案等は、協働で地域の社会課題解決を図るための提案書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

(1) 解決を図りたい課題の現状について把握している情報を示す書類

(2) 活動実績、活動目的、構成メンバー等提案者の概要を示す書類

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。